

令和 7 年 3 月 31 日

# お知らせ

富山県農林水産部  
土 木 部

## 県発注工事に関する前払金の特例の恒久化について

富山県では、令和 6 年度の県発注工事に関し、前払金の使途を拡大する特例措置を適用してきたところですが、令和 7 年度より当該措置を恒久化します。

- 1 対象となる前払金  
平成 2 8 年 4 月 1 日以降、新たに請負契約を締結する工事に係る前払金
- 2 使途拡大の内容
  - ・ 前払金の使途について、従前の対象となっている直接工事費、共通仮設費に加え、現場管理費及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用に拡大
  - ・ これらに充てられる前払金の上限は、前払金額の 100 分の 25
- 3 既に請負契約を締結した工事の取扱い
  - ・ 既に請負契約を締結した工事についても本特例措置を適用することが可能
  - ・ 本特例措置の適用を希望する場合は、発注所属にご相談ください。

(事務担当)

農林水産企画課 経理係  
TEL 076-444-3369  
管理課 入札・契約係  
TEL 076-444-3309